

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	デザイナーみずほ台		所在地	富士見市東み ずほ台三―二		開設者名	社会福祉法人 富士見市社会 福祉協議会		サービスの種類	指定年月日
	黒沢薬局 町店	加美		鴻巣市加美一 ―三―五		株式会社黒沢 薬局			認知症対応型 通所介護	令和五年四月一 日
							居宅療養管理 指導		介護予防認知 症対応型通所 介護	
								介護予防居宅 療養管理指導		令和五年六月一 日